事業番号

085

					平成2	26年行	政	事業レ	<b>ヹュ</b> ー	シート	尹未甘		[興]	<b>宁</b> )
4	事業名 東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保険指 導に必要な経費						担当部	『局庁	復興庁		作成責任者			
	業開始・ (予定)年度	亚成24年度~(丰宁)				担当	課室	統括官付参事官	当) 参事官	参事官 大野 秀敏				
	会計区分 東日本大震災復興特別会計					政策・	施策名							
( ]	<b>拠法令</b> 具体的な 頁も記載)	国民健康保険法第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療確保に関する法律第20条				関係する知		平成26年度東日 診査の国庫補助	他東: 東口本入辰灰からの復興に係る他東の推進 平成26年度東日本大震災復旧·復興に係る国民健康保険特定健康 診査の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働省発保0401第 3号-1厚生労働事務次官通知					
(目指	<b>業の目的</b> す姿を簡潔 〒程度以内)	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し特定健康診査事業に要する経費の一部を補助するもの。											『を補助する	
(5行	<b>業概要</b> 程度以内。 削添可)	東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業 ①特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 ②避難先の健診機関等での特定健康診査に要する費用と帰宅困難区域等の保険者が実施する特定健康診査に要する費用との差額への 助成 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率 :10/10												
実	施方法	□直接実施  □委託・請負			負	■補助  □		□負担  □交		を付 □貸 <sup>ん</sup>	付 □その	)他		
					23年	23年度		24年度		25年度	26年	度	27年度要求	
		当初予算補正予算		可予算	-		63		15	11		11		
					252			<b>▲</b> 48		_	_			
<del>- 3</del>	<b>▶</b> 算額•	予算    の状		から繰越し	-			_					_	
4	<b>執行額</b> 位:百万円)	翌年度へ繰越し   予備費等			_		_							
	,,	計			252	252		14		15	11		11	
								11		10	''		11	
		執行額				16.3%		78.6%		66.7%				
		執行率(%)				10.3%						05/7/#		目標値
		成果指標 特定健康診査事業の受診者数					成果	単位	23年度	24年度	25年度		(年度)	
Ì	目標及び成 果実績						実績	人	38,699	8,400	6,520			
(ア	ウトカム)						目標値	_	_	_	_		_	
								達成度	%	_	_	_		
		活動指標							単位	23年度	24年度	25年度	26:	年度活動見込
j	指標及び活 動実績 ウトプット)	特定健康診査事業に係る保険者への国庫補助額					活動実績	千円	41,728	11,060	9,582	Т	_	
							当初 見込み	千円	252,457	62,812	15,043		10,746	
		算出根拠							単位	23年度	24年度	25年度	2	26年度見込
	単位当たり コスト		単位当たりコスト=X/Y					単位 当たり コスト	円/人	1,078	1,316	1,469		_
		X:国庫補助額 Y:特定健康診査受詞			者数		計算式	X/Y	41,728,000円 /38,699人	11,060,000円 /8,400	9,582,000円 /6,520		_	
平	費	費目		26年度当初予	9 27:	年度要求				主	な増減理由			
2	全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金		4		4	前	年同額を記	计上						
单· 位 <sub>2</sub> : <sub>7</sub>	健康保険組合特定優	健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金		0.2		0.2								
/	国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金		7		7									
百万円	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金		0.1		0.1									
円分算内														
訳		計 11				11	<u> </u>							

		事業所管部局による点検・	改善				
		項目	評価	評価に関する説明			
	広く国民の		0	・被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための補助であり、広く国民のニーズがある。			
	地方自治体	本、民間等に委ねることができない事業なのか。	0	・全ての被災者が等しく受診機会を確保できるよう、国が主体となり事業を行う。			
入の	 明確な政策 なっている	策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業と か	0	・被災者の健康の維持増進のため、特定健康診査の受会を確保することは必要であり、優先度の高い事業であ			
		<u>~。</u> 確保されているなど支出先の選定は妥当か。	_	ACREMY OF CIONAL CONTROL OF A CONTROL			
事	受益者との	)負担関係は妥当であるか。	0				
業 の	単位当たり	リコストの水準は妥当か。	0	る県への資金交付の際、交付要綱には東日本大震災による被災者支援に係る事業を交付対象と規定し、基金に			
効率	資金の流れ	れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	_	」より当事業を行うにあたっては、基金の管理方法、経費 の取り扱いについて運営規程を限定している。			
性	費目•使途	が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	0				
		大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	_				
業		こ当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的 『コストで実施できているか。	0	・財政支援により、被保険者が避難先の保険者が契約している健診機関で受診できることとしているため、保険者が被保険			
の 有	活動実績に	は見込みに見合ったものであるか。	0	者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶ必要はなく、より 効率的に事業を実施できる仕組みとしている。			
効 性	整備された	上施設や成果物は十分に活用されているか。	_	・助成を必要とする保険者に対し不足なく補助することができ た。			
		業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 !の具体的な内容を各事業の右に記載)	0				
重 複	事業番号			▼特定健康診査事業において、40歳から75歳未満を対象 ▼とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上を対			
排除	083	東日本大震災復旧・復興に係る後期高齢 者医療制度事業費補助金		象として実施しているため、適切な役割分担ができている。			
点検 点検結果 東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための保険者の取組に対して国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、国庫による財政支援は必要と考えている。  本 改善 改善 な 改善の 方向性 取支援の対象外とするなど見直しを図っている。							
*		政支援の対象外とするなど見直しを図っている。 					
		アロウ 献名 ひかた					
		点検対象外					
	•	行政事業レビュー推進チーム	の所見				
現 状 避難指示区域等の被災者の健康診査の受診機会を確保するため、復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き適切な予算執行を進め 通 ること。 り							
		所見を踏まえた改善点/概算要求にお	おける反同				
	現状通り	引き続き適切な予算の執行に努めていく。					
	į						
予算	算額∙執行客	頁」の平成23年度部分については、厚生労働省が計上した同様の事業(No9s	51)の予算	算額等を参考記載しているもの。			

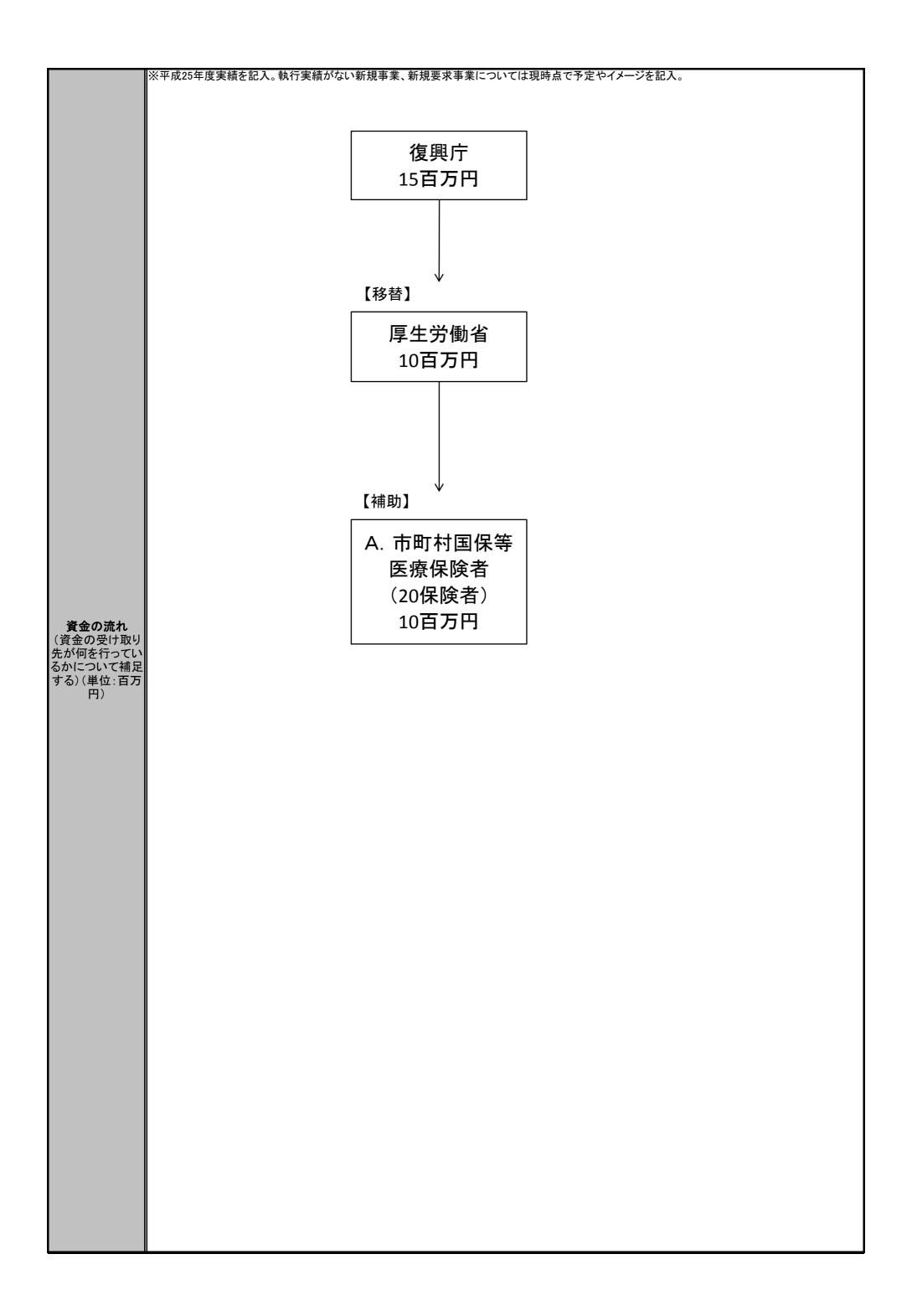
平成24年

平成25年

059

39-2

平成23年



		A.全国健康保険協会	E.						
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)			
	受診費用補助	自己負担金免除対象者が受診した際の自 己負担分について補助	4						
	=1			=1					
	計		4	計		0			
		B.	全 頞	F					
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
<b>費目・使途</b>									
費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途									
が支出されている									
者について記載 する。費目と使途									
の双方で実情が 分かるように記載)									
載)	計		0	計		0			
		C.		G.					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金額 (百万円)			
	計		0						
		D.	<b>一</b>		H.	<b>夕</b> 超			
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	I								
	計		0	計		0			

## 支出先上位10者リスト A.

Λ.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	3		
2	福島県相馬郡飯舘村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	2		
3	福島県双葉郡浪江町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	2		
4	福島県双葉郡富岡町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
5	福島県双葉郡楢葉町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
6	福島県双葉郡川内村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
7	福島県南相馬市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
8	福島県双葉郡葛尾村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
9	福島県伊達郡川俣町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		
10	福島県福島市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	0		